日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第三章 地方公務員法の制定と地方公営企業労働関係法案要綱の決定

第一節 地方公務員法の制定

要綱の決定 昭和二三年政令二〇一号は国家公務員および地方公務員に対して、争議行為を禁止し、団体交渉権を否認したが、同政令はもともと一九四八年七月二二日付マッカーサー書簡にいう国家公務員法の改正など、国会による立法が成立実施されるまで、その効力を有するとされていた。しかるに、改正国家公務員法の公布施行(一九四八年一二月三日)により右政令は国家公務員に関してはその効力を失ったが、地方公務員に関しては一九五〇年に至るもなお効力を失っていなかったのである。かくして地方公務員法の立法化が急がれ、第八臨時国会に提出される予定でありながら、国会共闘等の反対にあって一時留保されていた。

しかしながら、政令二〇一号は違憲の疑いもあり、政治的には一九五〇年四月の地方選挙までに 教員等の地方公務員の政治活動を制限する必要も考えられたため、政府は第九国会に同法案を 提出する方針をとり、一一月一四日の閣議で左のような要綱を決定した。

地方公務員法案要綱

一、人事機関

都道府縣及び五大市にはそれぞれ単独で人事委員会を置き、五大市以外の市は単独で又は他と共同して人事委員会を置くことができるものとし、人事委員会は人事行政に関する事項の企画及び調査研究、職員の競争試験及び選考並びに勤務條件に関する措置の要求の審査及び職員に対する不利益処分の審査等の事務を処理するものとすること。人事委員会を置かない市町村には単独で又は共同して公平委員会を置くものとし、公平委員会は勤務條件に関する措置の要求の審査及び職員に対する不利益処分の審査の事務を処理するものとすること。

二、政治的行爲

政治的行為の制限は、重要なもののみを具体的に法律中に規定し、その他は條例に委ねるものとし、あわせてその制限は、地方公共団体の行政の公正な運営の確保及び職員の利益の保護を目的とするものであることを明らかにするものとすること。

三、職員団体

地方公務貝の職員団体は、おおむね国家公務員法の場合と同様のものとすること。但 し職員団体の交渉権は、法令・條例等に違反しない限りにおいて当該地方公共団体の 当局と書面による協定を締結することができるものとすること。

四、労組法、労基法との関係

労働組合法及び労働関係調整法は職員に適用しないものとすること。

労働基準法及び船員法は、この法律にてい触する規定を除き職員に適用する。但し

職員の勤務條件に関する労働基準監督機関の職権は、現業職員を除き、人事委員会又は地方公共団体の長が行うものとすること。

五、公営企業職員の取扱等

交通、電氣、ガス、水道の四種の地方公営企業の組織、会計、経理、職員の身分取扱等を規定する法律を別に定めるものとしその法律が定められるまでの間は、公営企業職員の身分取扱はなお従前の例によるものとすること。

なお、右の地方公営企業の職員の労働関係については、従前のとおり労働組合法、 労働関係調整法及び政令二百一号を適用するも、公共企業体労働関係法の建前に準 じ、でき得る限り速かに別途措置するものとする。

又地方公営企業の職員以外の地方公務員たる現業職員については、地方公務員法 を適用するものとし、その労働法上の取扱については、国家公務員たる現業職員の取 扱と合せて別途考究する。

> 日本労働年鑑 第24集 1952年版 発行 1951年10月30日 編著 法政大学大原社会問題研究所 発行所 時事通信社 2000年6月1日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→■ 日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(http://oisr.org)